

都城市ミートツーリズムツアー造成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、「肉と焼酎のふるさと都城」を資源としたミートツーリズムを推進することにより地域ブランド「都城」の定着を図り、ひいては地域経済の活性化に資するため、本市の魅力を感じることができる旅行（以下「旅行商品」という。）を企画、実施した旅行者等（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき登録された旅行者等をいう。ただし、海外の旅行者においては、当該業者が所在する国が施行する旅行業に関する法令等に基づき旅行業を営む法的資格を有する者をいう。）に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(旅行商品)

第2条 旅行商品は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 「肉と焼酎のふるさと都城」を堪能できるものであること。
- (2) 「肉と焼酎のふるさと都城」ブランドの普及に寄与するものであること。
- (3) 本市への経済効果が見込めるものであること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる旅行商品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育旅行、スポーツ・文化合宿、大会等の参加は補助の対象としない。

- (1) 旅行の出発地が市外であり、かつ、参加者が5人以上であること。
- (2) 市が指定する市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 市が指定する市内の飲食店、メニューを旅行商品に組み込むこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1回の旅行商品の参加者の人数に応じて別表第1に定める額とする。

2 旅行商品が別表第2に定める要件を満たす場合は、前項で算定した額に加えて同表に定める額を加算する。ただし、複数の要件を満たす場合は、いずれか一方のみを加算する。

(補助事業者の登録)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、ミートツーリズムツアー造成登録事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者とする。

2 前項の登録を必要とする者は、あらかじめ次に掲げる書類を提出し審査を受けなければならない。

- (1) 事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 名簿兼同意書（様式第3号）

3 市は、前項の規定により登録申請の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否について、事業者名簿登載通知書（様式第4号）又は事業者名簿非登載通知書（様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

4 市は、登録を適当と認めた事業者を名簿に登載しなければならない。

5 名簿に登載された者は、登載された内容に変更があった場合は速やかに市に届け出なければならない。

（旅行商品の事前確認）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象となる旅行を実施する前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ミートツーリズムツアー造成補助金事前確認書（様式第6号）
- (2) 旅行企画書又はそれに類するもので出発地及び行程が分かるもの
（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、前条の規定による確認を受けた旅行の実施後2月以内又は年度末のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 宿泊証明書（様式第9号）
- (3) 飲食証明書（様式第10号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の支払方法）

第8条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

旅行参加者の人数	補助金額
5人以上10人未満	50,000円
10人以上15人未満	100,000円
15人以上20人未満	150,000円
20人以上30人未満	200,000円
30人以上40人未満	260,000円
40人以上50人未満	320,000円
50人以上	360,000円

別表第2（第4条関係）

要件	加算額
台湾からの送客	25,000円（5人以上10人未満）
	50,000円（10人以上15人未満）
	75,000円（15人以上20人未満）
	100,000円（20人以上）
市が指定する市内で行われるイベントへの参加	5,000円（5人以上10人未満）
	50,000円（10人以上15人未満）
	75,000円（15人以上20人未満）
	100,000円（20人以上）